

## 平成31年2月定例教育委員会会議録

○日 時 平成31年2月14日(木) 午後3時～4時16分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 加藤 忍  
1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)  
2番 佐竹 美津子  
3番 毛呂 光一  
4番 齋藤 美緒

○欠席委員 なし

### 出席議事説明職員氏名

教育部長	石 塚 健	管理課長	丸 山 一 義
学校教育課長	尾 形 圭一郎	学校教育課指導主幹	山 口 幸 一
社会教育課長	鈴 木 晃	社会教育課文化主幹	佐 藤 尚 子
中央公民館長	前 森 淳 子	スポーツ課長	齋 藤 匠
図書館長	松 浦 幸 子	学校給食センター所長	太 田 功
藤島庁舎総務企画課長	菅 原 司	羽黒庁舎総務企画課長	伊 藤 義 明
朝日庁舎総務企画課長	土 田 浩 和	温海庁舎総務企画課長	粕 谷 一 郎

出席事務局職員氏名 管理課庶務係長 石川 聡

### 会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事

日程第1 議第1号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について  
(非公開)

日程第2 議第2号 平成31年度教育委員会基本方針について

日程第3 議第3号 鶴岡市いじめ防止基本方針の改定について

### 5. 報告事項

- (1) 鶴岡市総合計画(教育分野)について
- (2) 学校給食費の改定(案)について
- (3) 鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例の一部改正について
- (4) 鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について

- (5) 鶴岡市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正について
- (6) 鶴岡市藤島運動広場設置及び管理条例の一部改正について
- (7) 鶴岡市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について
- (8) その他

6. 閉会

開 会（午後3時）

教育長 　　ただ今から2月の定例教育委員会を開会する。最初に市民憲章唱和を行う。

（学校給食センター所長が先唱し、市民憲章唱和）

教育長 　　会議録署名委員は、1番委員に願います。

本日の議事について、議第1号は議会に上程される前の議題のため、非公開とすることにご異議ないか。

教育委員 　　異議なし。

教育長 　　異議なしと認め、議第1号は非公開とさせていただきます。

（会議録は別記録とする）

教育長 　　次に、日程第2議第2号平成31年度教育委員会基本方針について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 　　議第2号平成31年度教育委員会基本方針について、ご説明申し上げます。来年度の基本方針については、昨年10月の定例教育委員会で事務局としての原案を提示し、これまで最終案の取りまとめを進めて参りましたが、今月初めに来年度予算の最終内示があったことを受け、この度正式に提案させていただきますものである。

なお、議案に基本方針案を添付しているが、全体としての改めての説明は省略させていただき、以前、ご説明申し上げた後に変更があった部分について、ご説明させていただきます。

変更点は、いずれも学校教育課関係の内容であるため、詳細については、学校教育課からご説明させていただきます。

学校教育課長 　　資料をご覧ください。

この度、学校教育課で見直しを図ったのは、網掛けで記載している部分である。資料3枚目の上の方に、当初予算要望も考えて「イングリッシュサマーキャンプ」を記載していたが、事業そのものについて再度検討した上で、今後、児童生徒にかかる英語の授業を行うことになった。要求した予算も実現することができなかつたので、これを削除させていただく。

次に、資料の中ほどに「チャレンジ塾」と記載していたが、次年度は、名称を変更して、「次代を担う人づくり推進事業（サイエンスキャンプ）」とし、予算を伴ってこの事業を進めて参りたいと考えている。

次に、④は新たに加えたものである。現在、市の新総合計画に関わって、企画部と連携しキャリア教育の推進を考えているが、連携の部分ではなく、学習指導要領の改定に合わせて、各学校からキャリア教育又は総合的学習の時間の取り組みの見直しを図っていただきたいため、挿入したところで

ある。

次に、資料をめくっていただき、中ほどの「学校運営協議会」の次に、分かりやすいように「(コミュニティスクール)」という言葉挿入している。

最後に、中高一貫について新たに項目を起こした。中高一貫教育の推進については、事業として立ち上げて進めて参りたいと思っている。内容は調査研究であるが、市の意向は明らかであるので、校舎分離型で実施している学校の視察、研究などを行いながら、その結果を市民の方、地域の方にお伝えする機会や、東桜学館、昨年教育委員会で視察した仙台二華などの特色ある学校を紹介させていただくことを通して、本市の機運の醸成を図りたいと考えている。これについては、実施時期についてもタイミングを見ながら進めて参りたいと考えている。

教育長

ただいまの議第2号について、質問、意見等はないか。

平成30年度の基本方針では、最後のページに「(4) 教育課題に対する施策の調査・研究」として「小中一貫教育」の記載があったが、今回は消えているように思われる。「小中一貫教育」の文言は、他の部分に記載されているのか。

学校教育課長

(4) を削った際に「小中一貫教育」の部分が抜けたようである。

教育長

「小中一貫教育」の記載を盛り込むことを前提に、記載する場所の検討を行ってほしい。

学校教育課長

(9) の「多様なニーズに応じた教育環境の実現に向けた中高一貫教育校の在り方」の後に「小中一貫教育」の記載を追加する。

教育長

それでは「中高一貫教育校の在り方」と「小中一貫教育」を併記するよう訂正をさせていただく。

他に質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしとして議第2号は可決された。

教育長

次に、日程第3議第3号鶴岡市いじめ防止基本方針の改定について、事務局より説明をお願いする。

学校教育課長

議第3号鶴岡市いじめ防止基本方針の改定について、ご説明申し上げます。

鶴岡市いじめ防止基本方針の改定は、いじめ防止対策推進法附則第2条の規定により、3年を目途にいじめ防止等のための対策の見直しの検討が求められており、平成29年3月に国の基本方針が改定されたことを受けて行うものである。

改定内容の概要については、議案に添付している資料をご覧ください。2枚目に改定のポイントが大きく5点あるが、最も大きなポイントが

(5)になる。学校評価等の実施により、いじめの防止等の取り組みについて、P D C Aサイクルを導入し、毎年、改善を図ることのできるシステムを構築するものである。

学校評価の流れについては、学校評価の流れ(案)という資料に記載のとおりである。P D C Aサイクルの資料では、各学校の学校基本方針の策定状況の確認、各学校のいじめ防止の取り組みにおける学校評価について、市いじめ問題対策連絡協議会で評価を行い、その結果をさらに学校にフィードバックして、次年度の取り組みに活かすというサイクルを構築したいと考えている。

なお、最後に鶴岡市いじめ防止基本方針案を載せているが、この内容については、鶴岡市いじめ問題対策連絡協議会でもご意見を頂戴し、その意見を反映させた内容になっている。

教育長

ただいまの議第3号について、質問、意見等はないか。

校長先生方の声は聞いているか。

学校教育課長

市招集校長会議におおした際、特段の大きな意見は無かったが、学校評価については、すでに各学校で、いじめについて行っているところである。

教育長

いじめ問題対策連絡協議会にも提出し、有識者を含めて学校代表からもいろいろなご意見を伺っているところである。

他に質問、意見等はないか。

3番委員

P D C Aの資料中に市連絡協議会とあるが、今も開催しているのか。

学校教育課長

市の連絡協議会を年間2回行っており、近々また開催予定である。

教育長

春に1回目を行い、2月に2回目を行う。そこでチェックを行うことになる。

3番委員

この流れは、既にあるということか。

学校教育課長

既にある流れの中に、評価について規定したものを載せていく形になる。

いじめのチェックについても、各学校でそれぞれの形になっているので、基本的な流れをこれにより定めた上で、共通認識をしながら、それぞれの学校のものについても、お互いにチェックしながら進めていくことができるように考えている。

3番委員

分かりました。

教育長

他に質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしとして議第3号は可決された。

予定された議事は以上である。次に報告事項に入る。報告の順番を変更し、はじめに鶴岡市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について、事務局より説明をお願いする。

温海庁舎総務  
 企画課長 鶴岡市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

鶴岡市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正について3月議会に議案として提出するものである。先ほどの消費税の改定に伴う施設使用料等の増額と同様に、鶴岡市榎引生涯学習センター及び温海ふれあいセンターの2施設において、10月1日に施行される消費税の改定に伴い、使用料を改定するものである。詳細は議案書記載のとおりであるが、10月1日に消費税が8%から10%に引き上げされることから、施設使用料を現行使用料に108分の110を乗じ、出た金額の10の位を切り捨て、所謂100円未満を切り捨てし、算定した額に変更するものである。

なお、100円単位の額にする理由は、前回平成26年7月1日施行の消費税の改定に伴うものにおいて、最後に同様の処理を行ったことから、それに合わせたものである。施行期日は、平成31年10月1日である。

教育長 この件について、質問はないか。

1 番委員 先程の施設は議案で、この施設は報告事項となっているのは、管理者の違いによるものか。

教育部長 教育施設でない施設、市長部局より委任を受けている施設については、報告事項になるが、本来の教育施設にかかるものは議決が必要となる。

1 番委員 公民館は生涯学習センターに変わったが、それにも2種類あって、教育委員会管轄の分と首長部局管轄の分になるのか。

社会教育課長 教育委員会管轄の施設は、中央公民館のみとなっている。生涯学習センターは、社会教育施設から外れたため、公民館から外れて、独立した施設となっている。

1 番委員 明治ホールは議案で、生涯学習センターが報告になるのは、どこが違うのか。

社会教育課長 明治ホールは文化財であるため、教育財産、教育委員会施設になる。

教育長 この件について、他に質問はないか。

次に、学校給食費の改定案について、事務局から説明をお願いします。

学校給食センター所長 学校給食費の改定案について、ご説明申し上げます。

現在、小学校の給食費の一食あたりの単価は258円、中学校の単価は299円であるが、これを小学校270円、中学校310円に改定するもので、改定時期は来年度4月1日からとなる。5年間据え置いてきたが、基本である米飯、牛乳がそれぞれ毎年値上がりしており、その残りの給食費でおかずを準備することになるので、主菜、副菜にあてる費用が、どんどん圧縮されている。また、その諸材料についても値上がりをしている。詳細については、2枚目の資料をご覧いただきたい。おかずの占める部分

が圧縮されてきているので、まずは割合を平成26年当時の水準に戻し、給食の質、栄養摂取基準を維持していくための栄養価の確保が最大の目的である。資料中段の右端に影響の例が記載されているが、果物の回数は、5年前に比べて半減しており、カルシウムを補うチーズ、あるいは小魚のふりかけ等についても少なくなっている状況である。こういった背景についてご理解いただくため、今後学校、保護者に対して、3月議会議決後に正式にお知らせを行っていく予定である。

教育長

他市との比較をしても、低い水準の額である。グラフの推移を見ると、牛乳や米代の割合が増えて、おかず代が圧縮されているので、10円程度の値上げをお願いするものである。

この件について、質問はないか。

4番委員

先日の保護者会で、講師からお話を聞く機会があり、給食の話が出た。残飯率が高く、その処理費用がかかるということだったが、だいたいどのくらいかかっているのか伺いたい。また、残飯に対する子供たちの意識をもう少し高める動きは何かあるのか。

学校給食センター所長

処理費用の資料は持ち合わせていないが、量的な部分では年間を通じた鶴岡のセンターの数字で、29年度は1人あたり1食14グラムと把握している。食べられるのに無駄にしているなど、食育の授業に活かすのに、その数字を使っているが、給食関係者としては、14グラムは多くはないと考える。1年間に家庭で無駄にしている量は、1食64グラムくらいなので、その約4分の1程度である。教育としてはそのように伝えている。

また、鶴岡のセンターの場合、最終的には残菜を肥料に変えているというサイクルについても、学年に応じて情報として伝えている。処理費用としては、一定の額を委託料の中で支払っているの、後ほどお伝えしたい。

教育長

値上げについては、どうか。

4番委員

値上げはやむを得ないと思う。

教育長

この件について、他に質問はないか。

次に、第2次鶴岡市総合計画の策定状況について、事務局から説明をお願いする。

管理課長

第2次鶴岡市総合計画の策定状況について、ご説明申し上げます。

本市では、市町村合併後の平成20年度に、平成21年度から平成30年度までを計画期間とする「第1次鶴岡市総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきたが、少子高齢化に伴う人口減少の進行や社会経済情勢の変化、それぞれに対応するため、平成31年度以降のまちづくりの指針として次期総合計画の策定作業を行って参った。

これまでの進捗状況であるが、平成29年の第1回鶴岡市総合計画審議

会以降、平成30年12月26日まで総合計画審議会及び市民文教専門委員会において審議が行われた計画案が、平成31年1月7日に市長に対して答申されており、11日から2月1日までパブリックコメントが実施されたところである。

今後、3月市議会での審議、承認を経て、正式に策定、施行されることから、本日は現段階での計画案をお配りさせていただいた。

なお、本日は配付のみとさせていただき、ご質問等については、3月に予定している臨時教育委員会の際にお受けしたいと考えている。

- 教育長                   この件について、質問はないか。
- 1 番委員               審議委員のメンバーが新聞に掲載された時に、教育関係者が少ない印象を持ったが、教育長は出席しているのか。
- 教育長                   私と教育部長が、事務局として出席している。教育関係者としては、山大の平先生と、社会教育委員の方が出席している。
- 1 番委員               承知した。審議委員は以前と比べると人数が少なくなったが、ワーキンググループには教育長も入っているのか。
- 教育長                   ワーキンググループには、各課長等が出席している。
- 教育部長               総合計画審議会の下に専門委員会として、市民文教専門委員会がある。市民文教なので教育だけではないが、生田校長なども入っている。市民部関係の人達と一緒にしながら、その中でも揉んでいただいている。
- 1 番委員               委員のメンバーには教育関係者が少ないように見えたが、教育委員会の意見がその中に反映されているという理解で良いか。
- 教育長                   どちらかという当局側になる。以前は、教育委員長長の立場で審議委員としてご出席いただいたと思うが、今回は当局側として提案する側が変わった。教育関係としては、社会教育委員の大久保紀子さんが社会教育委員代表として、山大農学部の平先生がプロジェクトチームの実質的なキャップのような形で入っており、その二人が教育関係者となる。
- また部会には、我々は当然であるが小中学校の代表者も入っている。
- 社会教育課           例えば文化財では、デジタルアーカイブのことが出ているが、これは市民文教委員会の委員の方からの提言で入れた部分である。
- 1 番委員               原案の作成者側だということで良いか。
- 社会教育課長       はい。
- 教育長                   この件について、他に質問はないか。
- 次に、鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。
- 社会教育課長       鶴岡市鶴岡アートフォーラム設置及び管理条例の一部改正について、ご説明申し上げる。

これまで説明のあったように、使用料の消費税改正に伴う増額であり、内容については、従前の使用料に100分の108を除して、100分の110を乗じた額の10円未満を四捨五入した額となっている。

教育長

この件について、質問はないか。

次に、鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

社会教育課  
文化主幹

鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

消費税改正に伴う条例改正については、これまで説明のあった施設と同様に使用料を改定するものである。改定の内容については、別添の新旧対照表の別表中の下線が引かれた部分をご覧ください。

また、併せて、時間使用料についての算定方法を改正するものである。

改定の内容については、同じく別添の新旧対照表の別表備考中の下線が引かれた部分であるが、参考資料として、「文化会館の時間使用料見直し」をご覧ください。

文化会館の使用時間帯は、午前、午後、夜間の3つの区分に分かれており、1日とおして使用する場合の全日の料金と合わせて4つの料金設定となっている。基本的には区分で使用いただくことになるが、使用時間が区分を超過する場合は、時間使用の単価で利用料を加算していただくことになる。このたびの改正では、同じ時間帯を使用する場合に、区分使用と時間使用で1時間あたりの単価に差が出ないように、時間使用料の見直しを行うものである。具体的には、資料の下の方に例として、入場料が500円以下の平日使用の場合について、使用料を入れて掲載している。現行では、夜間の区分で使用する場合、4時間で3万1,100円であるので、1時間あたりでは7,700円の使用料をいただいていることになる。

一方、午後の時間帯に使用した団体が、夜間も1時間、2時間使用する場合には、時間使用の単価料金が適用となり、現行では全日料金を11時間で割った5,500円をいただいている。区分使用した場合の1時間あたり7,700円と、時間使用の単価料金の5,500円では、2,200円の差があり、同じ時間帯を使用いただいた場合でも、区分で使用していただいた方に高い料金をいただくことになっていることから、それを是正するために時間単価の料金を改める改正内容となっている。

教育長

この件について、質問はないか。

次に、鶴岡市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正について、鶴岡市藤島運動広場設置及び管理条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

スポーツ課長 鶴岡市農村環境改善センター設置条例及び管理条例の一部改正について、並びに、鶴岡市藤島運動広場設置条例及び管理条例の一部改正について、一括してご説明申し上げます。

この一部改正は、先の議題でご審議いただいた件と同様に、消費税の増に伴う改正である。詳細なご説明については省略させていただくが、計算方法としては、先にご審議頂いた内容と同じように、消費税の増による掛かり増し割合から算出しているものである。

教育長 この件について、質問はないか。その他、報告事項はないか。ないようなので、これをもって2月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後4時16分)